

## 下関市新商品による新事業分野開拓事業者認定実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第4号に定める「新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者」（以下「新事業分野開拓事業者」という。）として、市内の中小企業者を市長が認定するための手続と基準を定めることを目的とする。

### (認定申請等)

第2条 市長は、市内に主たる事業所を有する中小企業者で、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の3に定める要件を満たし、かつ、第4条第1項各号に掲げる要件の全てに適合する新商品を生産するものを新事業分野開拓事業者として認定する。

2 前項の規定による認定を受けようとする者は、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者の認定申請書（様式第1号）により認定の申請をするものとする。

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、市長がその添付の必要がないと認める書類については、これを省略させることができる。

- (1) 定款及び登記簿謄本（定款を有しない者にあつては、それに類するもの）
- (2) 直近2営業期間の決算書類（貸借対照表及び損益計算書）（これらの書類がない場合にあつては、最近一年間の事業内容等の概要を記載した書類）
- (3) 市税を滞納していないことを証明する資料
- (4) 新商品に関する資料
- (5) 特許等の取得を証明する資料
- (6) 新商品について遵守すべき法令への対応状況が分かる資料
- (7) その他市長が必要と認める資料

4 市長は、第1項の規定による認定をしたときは、当該認定の申請者に「新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者」の認定証（様式第2号）を交付する。

### (審査会の設置)

第3条 市長は、前条第1項の規定による認定をする際に、その適否等について、「下関市新商品利用促進審査会」（以下「審査会」という。）の意見を聴取する。

2 前項の規定による審査会は、別に定める要綱により設置し、開催するものとする。

(新商品の要件等)

第4条 第2条第1項の規定による認定を受ける者が生産する新商品は、次の各号に掲げる要件の全てを満たさなければならない。

- (1) 市内に主たる事業所を有する中小企業者が企画し、又は開発した商品であること。
- (2) 当該認定の申請時において既に市内で販売されていること。
- (3) 市の機関が調達している品目であること、又は市の機関における使途が見込まれること。
- (4) 商品化後おおむね10年以内の物品(ただし、動産に限る。)であること。
- (5) 市内で類似の商品が生産され、又は販売されていないと認められる商品であること。
- (6) 事業活動に係る技術の高度化若しくは経営の能率の向上又は住民生活の利便の増進に寄与するものと認められること。
- (7) 新商品の生産方法並びに生産に必要な資金の額及びその調達方法が、事業を確実に実施するために適切なものであること。

2 市長は、審査会の意見を踏まえ、新事業分野開拓事業者として認定を受けた中小企業者(以下「認定事業者」という。)が生産する前項各号に掲げる要件を全て満たす新商品を指定し、当該新商品名を第2条第4項の規定により交付される認定証に記載する。

(認定期間等)

第5条 第2条第1項の規定による認定の有効期間は、市長が新事業分野開拓事業者として認定した日から2年を経過した日の属する年度の末日までとする。

2 認定事業者は、前項に規定する期間が満了した場合において更新を希望するときは、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者の認定申請書により再申請することができる。

(変更の申請)

第6条 認定事業者は、第2条第1項の規定により認定された内容を変更しようとするときは、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者の認定変更申請書(様式第3号)により当該認定の変更をするものとする。

2 前項の変更の認定については、第2条第1項の規定を準用する。

3 市長は、第1項の変更の認定をしたときは、当該認定の申請者に「新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者」の変更認定証(様式第4号)を交付する。

(認定の取消し)

第7条 市長は、次のいずれかに該当するときは、審査会における審査を経て、その認定を取り消すことができる。

(1) 当該新商品が第4条第1項各号に掲げる要件に適合しなくなったとき。

(2) 認定事業者が当該新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図ることが困難と認められるとき。

(3) 認定事業者に重大な法令違反等不正な行為があったと認められるとき。

2 市長は、前項の規定により認定を取り消したときは、「新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者」の認定取消通知書(様式第5号)により、その旨を認定事業者に通知する。

3 第1項の規定による認定の取消しにより損失が生じた場合においては、当該認定事業者がその責めを負わなければならない。

(報告)

第8条 市長は、必要に応じて、認定事業者から認定基準への適合状況等について、報告を受けることができる。

(所掌)

第9条 この要綱に関する事務は、下関市産業振興部産業振興課において所掌する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年8月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年8月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、なお使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年8月17日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式1号及び様式第3号による用紙で、現に残存するものは、なお使用することができる。

様式第1号(第2条、第5条関係)

新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者の認定申請書

年 月 日

(宛先)下関市長

下関市新商品による新事業分野開拓事業者認定実施要綱第2条第2項の規定により、次のとおり新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者の認定を申請します。

■申請者の概要

(フリガナ)			
企業名			
代表者名			
所在地			
郵便番号	〒	設立年月日	
資本金	千円	従業員数	人
事業概要			
ホームページ			
ご担当者	TEL		FAX
	E-MAIL		
	部署名		
	役職・氏名		
競争入札参加資格者名簿への登録	<input type="checkbox"/> 登録済 <input type="checkbox"/> 未登録		

## 【実施計画】

### ■応募する新商品の概要

(1)新商品の名称			
(2)新商品の説明(機能、使用方法、その他ポイント) ※パンフレット、写真、図面など概要がわかるものを別途添付してください。			
(3)新商品の新規性・独創性・技術的優位性(既存の商品との違い) ※重要なポイントです。できるだけ具体的かつ詳細に記入してください。			
(4)新商品に関する特許等(特許、実用新案、意匠)がある場合は記載してください。(証明できる資料も添付してください。)			
種類	取得年月	番号	特許等の内容
(5)参考取引価格を記載してください。			
(6)標準的な納期を記載してください。			
(7)取扱上の注意事項(管理方法等)があればご記入ください。			
(8)新商品について遵守すべき法令名と遵守の状況を記載してください。(認可などの写しを添付してください)			
遵守すべき法令の名称		遵守の状況(取得している許認可等の番号)	

■新商品の生産と販売の状況

(1)新商品の開発形態						
<input type="checkbox"/> 自社開発 <input type="checkbox"/> 共同開発 (提携企業名: _____) <input type="checkbox"/> その他 ( _____ )						
(2)新商品の生産形態(自社製造か否か)						
<input type="checkbox"/> 自社製造 <input type="checkbox"/> その他 ( _____ )						
(3)新商品の生産開始時期			(4)新商品の生産拠点(加工場等)の所在地			
生産時期	年	月から	所在地			
販売時期	年	月から	名称			
(5)新商品の市場規模・競争環境    データ(出典を明らかに)などを利用しできるだけ客観的にご記入ください。						
(6)新商品の販売状況    直近2期(今期は直近月まで)の売上を記載してください。(予定でもかまいません)						
今期	月	決算	売上高	千	<a>のうち、市への販売額	千
			<a>	円		円
			生産量	千		円
				円		
前期			売上高	千	<a>のうち、市への販売額	千
			<a>	円	売額	円
(7)新商品の生産方法						
(8)新商品の生産(販売)に要する資金						
設備資金			千	(内訳)		
			円			
運転資金			千	(内訳)		
			円			
(9)上記資金の調達方法						
(10)新商品の主な販売先						

■市の機関における使用方法の提案<重要なポイントです。できるだけ具体的かつ詳細に記入してください>

(1)使用を提案する分野(複数可)				
<input type="checkbox"/> 庁舎管理・事務用品	<input type="checkbox"/> 商工	<input type="checkbox"/> 農林水産	<input type="checkbox"/> 環境	<input type="checkbox"/> 情報
<input type="checkbox"/> 防災・危機管理	<input type="checkbox"/> 福祉・病院	<input type="checkbox"/> 学校・教育	<input type="checkbox"/> その他 ( )	
(2)使用方法の提案 (1)で塗りつぶした分野について使用機関名(一般的な名称で可)を記載して具体的に提案してください。				
(3)新商品の導入により期待される効果 できるだけ具体的にご記入ください。				
(4)新商品の有用性を評価するのに必要な期間				
<input type="checkbox"/> 3ヶ月以内	<input type="checkbox"/> 3ヶ月～半年	<input type="checkbox"/> 半年～1年以内(  ヶ月程度)		

【添付書類一覧】

・会社定款及び登記簿謄本
・直近2営業期間の決算書類(貸借対照表、損益計算書)
・市税を滞納していないことを証明する資料(直近1年度分、市税納税証明書の写し等)
・新商品に関する資料(パンフレット、写真、図面等)
・特許等の取得を証明する資料(特許証の写し等)
・新商品について遵守すべき法令への対応状況がわかる資料(許認可の写し等)
・その他市長が必要と認める資料

様式第2号（第2条関係）

年 月 日

認定番号 第 号

## 「新商品の生産により新たな事業分野の 開拓を図る者」の認定証

住 所

氏 名

下関市新商品による新事業分野開拓事業者認定実施要綱第2条第1項の規定により、地方自治法施行令第167条の2第1項第4号で定める「新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者」として認定したことを証する。

下関市長

印

認 定 年 月 日	
認 定 の 有 効 期 限	
新 商 品 名	
認 定 条 件	

様式第3号（第6条関係）

新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者の認定変更申請書

年 月 日

（宛先） 下関市長

申 請 者

住 所(所在地)

氏 名(名 称)

代 表 者 氏 名

電 話 番 号

年 月 日付け認定番号 番で認定を受けた商品の  
生産により新たな事業分野の開拓を図る者の認定について、下記のとおり  
変更したいので下関市新商品による新事業分野開拓事業者認定実施要綱第6  
条第1項の規定により、認定を申請します。

記

- ・ 変更の内容

年 月 日

認定番号 第 号

## 「新商品の生産により新たな事業分野の 開拓を図る者」の変更認定証

住 所

氏 名

下関市新商品による新事業分野開拓事業者認定実施要綱第6条第2項において準用する第2条第1項の規定により、地方自治法施行令第167条の2第1項第4号で定める「新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者」として認定した内容について、変更の認定をしたことを証する。

下関市長

印

認 定 年 月 日

認定の変更認定年月日

認 定 の 有 効 期 限

新 商 品 名

認 定 条 件

様式第5号（第7条関係）

年 月 日

様

下関市長

印

「新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者」の認定取消通知書

年 月 日付け認定番号第 号で認定した「新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者」の認定について、下関市新商品による新事業分野開拓事業者認定実施要綱第7条第1項の規定により、これを取り消すこととしたので、同条第2項の規定により通知します。

記

取り消し理由：